

## 特許出願行為を規範化するための規定(2023)

第1条 特許出願行為を規範化し、特許業務の正常な秩序を維持するため、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許法実施細則」、「特許代理条例」などの関連法律法規に基づき本規定を制定する。

第2条 特許出願を提出或いは代理で提出する場合、法律、行政法規及び部門規則の関連規定を遵守し、特許法の立法趣旨に従い、信義誠実の原則を厳守し、真実の発明創造活動を基礎に、虚偽を弄してはならず、「中華人民共和国特許法実施細則」第11条の規定に違反し非正常の特許出願行為を実施してはならない。

第3条 本規定にいう非正常特許出願行為には、以下に掲げる行為が含まれる：

(1)提出された複数の特許出願の発明創造の内容が明らかに同一、或いは実質的に異なる発明創造の特徴、要素の単純な組合せにより形成する；

(2)提出された特許出願には、発明創造の内容、実験データ、技術的効果に関する捏造、偽造、改変、或いは、従来技術や従来意匠の盗用、単純な置換、つなぎ合わせなどに類似する状況がある；

(3)提出された特許出願の発明創造の内容が主にコンピュータ技術などを利用しランダムに生成している；

(4)提出された特許出願の発明創造が明らかに技術改良、設計常識に適合しない、或いは劣化、積み重ね、不必要に保護範囲を減縮している；

(5)出願人が実際の研究開発の活動なく複数の特許出願を提出するとともに、合理的な解釈をすることができない；

(6)特定の単位、個人、或いは住所が実質的に関連する複数の特許出願を悪意で分散、前後、或いは異なる場所で提出している；

(7)不正な目的で特許出願権を譲渡、譲受、或いは発明者、設計者を虚偽に変更している；

(8)信義誠実の原則に反し、特許業務の正常な秩序を乱すその他の非正常な特許出願行為。

第4条 いかなる単位、或いは個人は、各種の非正常特許出願行為を代理、誘導、教唆、幫助してはならない。

第5条 國務院特許行政部門は、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許法実施細則」の関連規定に基づき、特許出願の受理、初級審査、実体審査、復審手続、或いは国際出願の国際段階の手続において発見し、或いは通報の手がかりに基づき知り、非正常特許出願行為が存在すると初歩的に認定した場合、専門審査業務グループを構成する、或いは審査官に専門審査手続の権限を与え、出願人に指定期間内に意見を陳述するとともに証明資料を提出する、或い

は関連する特許出願、法律手続き処理申請を自発的に取下げるよう通知できる。

第6条 出願人が正当な理由なく期限を過ぎても回答しなかった場合、関連特許出願は取下と見做し、関連法律手続き処理申請は未提出と見做す。

第7条 出願人が意見陳述後、国務院特許行政部門は、依然として非正常特許出願行為に属すると認定する場合、法に基づき関連特許出願を拒絶、或いは関連法律手続き申請を却下しなければならない。出願人が特許出願の拒絶決定に不服の場合、法に基づき特許再審請求を提出することができる。関連法律手続き申請不承認に不服の場合、法に基づき行政再審申請を提出、或いは行政訴訟を提起することができる。

第8条 非正常特許出願行為を実施した単位或いは個人に対し、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許法実施細則」に基づき行政処罰を科す。

本規定第4条に規定される非正常特許出願行為を実施した特許代理機構、及び無断で特許代理業務を行った機構或いは個人に対し、「特許代理条例」及び関連規定に基づき行政処罰を科す。

本規定に違反し犯罪の嫌疑がある場合、法に基づき司法機関に移送し刑事責任を追及する

第9条 非正常特許出願行為に対し、以下に掲げる処分処理措置をとることができる：

(1)当該非正常特許出願に対し特許料金を減額しない。5年以内に非正常特許出願行為を複数回実施するなど情状が重大な出願人に対し、当該期間内に提出した特許出願はいずれも特許料金を減額しない。すでに減額されている場合、関連減額料金の追納を求める。

(2)国務院特許行政部門の政府ウェブサイトと関連メディアにこれを公告するつとともに、関連情報を全国信用信息共有プラットフォームに登録する。

(3)非正常特許出願行為を実施し社会公共の利益を毀損するとともに、市場監督管理などの部門から比較的重い行政処罰を受けた場合、国の関連規定に基づき市場監督管理の重大な違法信用喪失リストに登録する。

(4)国務院特許行政部門の特許出願件数統計から非正常特許出願行為に関連する特許出願件数を控除する。

(5)出願人と関連代理機関に対し助成或いは奨励しない。すでに援助或いは奨励している場合、すべて或いは一部を返金する。

第10条 本規定第9条に掲げる処分措置を講じる前に、必要に応じ当事者の意見陳述を許可する。

第11条 特許業務管理部門は、公衆と特許代理機構が法に基づき特許出願を提出するよう指導し、非正常特許出願行為の管理を強化しなければならない。地方の特許業務管理部門と特許代

理処が発見、或いは通報に基づき非正常特許出願行為の手がかりを知った場合、速やかに国務院特許行政部門に報告しなければならない。国務院特許行政部門が非正常特許出願行為を法に基づき処分する場合、地方の特許業務管理部門はこれに協力しなければならない。

第 12 条 外国に特許出願を提出或いは代理する場合、中国と関連国、地域の法律法規の規定を遵守しなければならない。信義誠実の原則に違反してはならず、真実の発明創造活動を基礎とせず、虚偽を弄する方法で特許出願を提出し、不当な利益をむさぼってはならない。

第 13 条 本規定は 2024 年 1 月 20 日より施行する。2007 年 8 月 27 日に国家知識産権局令第 45 号で公布した「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」、2017 年 2 月 28 日に国家知識産権局令第 75 号で公布した「国家知識産権局の「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」の改正に関する決定」と 2021 年 3 月 11 日に国家知識産権局公告第 411 号で公布した「特許出願行為の規範化に関する方法」は同時に廃止する。

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art\\_526\\_189189.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189189.html)